

社会福祉法人駒形会 役員等の報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人駒形会（以下「法人」という。）の役員等に対して支給する報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、理事長及び常勤理事をいい、法人を主たる勤務場所とする者であって1週間につき24時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長及び常勤理事の職務執行の対価としての報酬及び非常勤の役員の会議等への出席報酬は、別表1のとおりとする。
- (2) 評議員の会議等への出席報酬は、別表2のとおりとする。
- (3) 評議員選任・解任委員及び第三者委員の会議等への出席報酬は、別表3のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 出席報酬は、その都度現金支給をもって本人に支給する。

- 2 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。
- 3 月額報酬の支給日は、26日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。
- 4 月額報酬は、当該役員の指定する金融機関の当該役員の預金口座への振込によりその全額を支給する。

(役員等の報酬の総額)

第5条 理事及び監事並びに評議員の各年度の報酬の総額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事の報酬の各年度の総額は、500万円を超えない範囲で支給することが出来る。
- (2) 監事の報酬の各年度の総額は、10万円を超えない範囲で支給することが出来る。
- (3) 評議員の報酬の各年度の総額は、定款第8条のとおり20万円を超えない範囲で支給することが出来る。

(費用弁償)

第6条 役員等が職務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項に規定する費用弁償は、法人旅費規程による。
- 3 非常勤の役員等が、会議等に出席したときは、住居が奥州市内の場合は1千円を、奥州市外の場合は2千円を交通費として弁償する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は平成18年3月30日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は評議員会が議決した令和元年12月12日より施行する。

この規程は評議員会が議決した令和2年6月25日より施行する。

この規程は評議員会が議決した令和3年6月24日より施行する。

この規程は評議員会が議決した令和3年10月1日より施行する。

別表1 理事長、常勤理事報酬及び非常勤役員会議等出席報酬

役員等	常勤・非常勤の別	金額	各年度の総額
理事長	常勤	250,000 円/月	5,000,000 円
常勤理事	常勤	150,000 円/月	
理事	非常勤	5,000 円/回 (源泉所得税控除後の額)	
監事	非常勤	5,000 円/回 (源泉所得税控除後の額)	100,000 円

別表2 評議員会議等出席報酬

役員等	常勤・非常勤の別	金額	各年度の総額
評議員	非常勤	5,000 円/回 (源泉所得税控除後の額)	200,000 円

別表3 評議員選任・解任委員及び第三者委員会議等出席報酬

役員等	常勤・非常勤の別	金額
評議員選任 ・解任委員	非常勤	5,000 円/回 (源泉所得税控除後の額)
第三者委員	非常勤	5,000 円/回 (源泉所得税控除後の額)